

ヘイトスピーチ対策の例

対策	罰則・禁止事項付き条例	公の施設ガイドライン	インターネット上の拡散防止策
<p>概要・ポイント</p>	<p>【東京弁護士会人種差別撤廃モデル条例案】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人種等を理由とする差別の撤廃のための施策を総合的かつ一体的に推進。 ・相談体制の整備、教育の充実、啓発活動等 ・インターネット上の差別撤廃のための自主的な取組の支援 ・被害者の救済 ・差別的行為の解消に関する措置→是正措置、公表、警告、命令（違反の場合は過料） ・公の施設の利用制限 ・人種差別撤廃審議会の設置 <p>○憲法 21 条との関係 ○人種差別撤廃条約第 4 条との関係 ○法規制の可否、他への影響</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・公の施設の利用申請があった場合、「言動要件」及び（又は）「迷惑要件」に該当すると判断した時、原則として第三者機関に意見聴取しただ上、「不許可」、「許可取り消し」ができる。 <p>○地方自治法第 244 条との関連 ○ヘイトスピーチ認定の根拠、範囲 ○集会の自由との関係</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ヘイトスピーチに該当すると思われる表現活動について市民等からの申出などを受けて、審査を行い、ヘイトスピーチに該当する場合、拡散防止措置などを行う。 ・拡散防止措置の例として、施設を管理する者への看板や掲示物などの撤去依頼、プロバイダへの削除依頼、大阪市の認識や拡散を防止するために取った措置、ヘイトスピーチを行った者の氏名・団体の名称などを公表する。 ・審査は学識経験者等で構成されたヘイトスピーチ審査会で行う。 ・ヘイトスピーチを受けた当事者、ヘイトスピーチの表現者双方が意見を述べる機会が与えられている。 <p>○プロバイダ責任制限法との関係 ○通信事業法との関係</p>
<p>導入（予定）自治体</p>	<p>（一部適用） 東京都…公の施設利用制限、審査会の設置</p>	<p>川崎市、京都府、京都市 東京都（条例で規定。未策定。）</p>	<p>大阪市、東京都</p>
<p>適用事例</p>	<p>東京都…なし（施行前）</p>	<p>川崎市…1 件 警告して許可（H30.12）</p>	<p>大阪市…ヘイトスピーチに該当する案件 6 件（H28.7 以降）</p>
<p>法規制の有無</p>	<p style="text-align: center;">有</p>	<p style="text-align: center;">有</p>	<p style="text-align: center;">有</p>
<p>規制の効果</p>	<p style="text-align: center;">大</p>	<p style="text-align: center;">中</p>	<p style="text-align: center;">中</p>
<p>人権の制限</p>	<p style="text-align: center;">大</p>	<p style="text-align: center;">中</p>	<p style="text-align: center;">中</p>

ヘイトスピーチ対策関係法令

○ 日本国憲法

(集会、結社及び表現の自由と通信秘密の保護)

第21条 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。
(2項略)

○ 地方自治法

(公の施設)

第244条 普通地方公共団体は、住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設(これを公の施設という。)を設けるものとする。

2 普通地方公共団体(次条第三項に規定する指定管理者を含む。次項において同じ。)は、正当な理由がない限り、住民が公の施設を利用することを拒んではならない。

3 普通地方公共団体は、住民が公の施設を利用することについて、不当な差別的取扱いをしてはならない。

○ あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約

(人種差別の扇動等の処罰義務)

第4条

締約国は、一の人種の優越性若しくは一の皮膚の色若しくは種族的出身の人の集団の優越性の思想若しくは理論に基づくあらゆる宣伝及び団体又は人種的憎悪及び人種差別(形態のいかんを問わない。)を正当化し若しくは助長することを企てるあらゆる宣伝及び団体を非難し、また、このような差別のあらゆる扇動又は行為を根絶することを目的とする迅速かつ積極的な措置をとることを約束する。このため、締約国は、世界人権宣言に具現された原則及び次条に明示的に定める権利に十分な考慮を払って、特に次のことを行う。

(a) 人種的優越又は憎悪に基づく思想のあらゆる流布、人種差別の扇動、いかなる人種若しくは皮膚の色若しくは種族的出身を異にする人の集団に対するものであるかを問わずすべての暴力行為又はその行為の扇動及び人種主義に基づく活動に対する資金援助を含むいかなる援助の提供も、法律で処罰すべき犯罪であることを宣言すること。

(b) 人種差別を助長し及び扇動する団体及び組織的宣伝活動その他のすべての宣伝活動を違法であるとして禁止するものとし、このような団体又は活動への参加が法律で処罰すべき犯罪であることを認めること。

(c) 国又は地方の公の当局又は機関が人種差別を助長し又は扇動することを認めないこと。

○ 人種差別撤廃条約Q & A（外務省ホームページから抜粋）

Q 6 日本はこの条約の締結に当たって第4条（a）及び（b）に留保を付していますが、その理由はなぜですか。

A 6 第4条（a）及び（b）は、「人種的優越又は憎悪に基づくあらゆる思想の流布」、「人種差別の扇動」等につき、処罰立法措置をとることを義務づけるものです。

これらは、様々な場面における様々な態様の行為を含む非常に広い概念ですので、そのすべてを刑罰法規をもって規制することについては、憲法の保障する集会、結社、表現の自由等を不当に制約することにならないか、文明評論、政治評論等の正当な言論を不当に萎縮させることにならないか、また、これらの概念を刑罰法規の構成要件として用いることについては、刑罰の対象となる行為とそうでないものとの境界がはっきりせず、罪刑法定主義に反することにならないかなどについて極めて慎重に検討する必要があります。我が国では、現行法上、名誉毀損や侮辱等具体的な法益侵害又はその侵害の危険性のある行為は、処罰の対象になっていますが、この条約第4条の定める処罰立法義務を不足なく履行することは以上の諸点等に照らし、憲法上の問題を生じるおそれがあります。このため、我が国としては憲法と抵触しない限度において、第4条の義務を履行する旨留保を付することにしました。

なお、この規定に関しては、1996年6月現在、日本のほか、米国及びスイスが留保を付しており、英国、フランス等が解釈宣言を行っています。